

税

平成30年度課税（所得）証明書を交付します  
【税務課】

平成30年度の市・県民税に関する証明書（課税・非課税・所得証明書）の交付は次のとおりです。なお、証明書に記載される所得は平成29年中の所得です。

●交付開始日

対象者	日程
給与所得のみの人のうち、特別徴収で市・県民税を納付する人（窓口交付のみ）	5月7日(月)
普通徴収または年金特別徴収で市・県民税を納付する人	6月1日(金)

※コンビニ交付は6月1日(金)からです。なお、コンビニ交付にはマイナンバーカードが必要です。

●交付場所・問い合わせ 税務課 市民税係

軽自動車税納税証明書（車検用）について  
【納税課】

5月31日以降に車検を受ける場合は、平成30年度の軽自動車税納税証明書（車検用）が必要となります。口座振替をされている人への軽自動車税納税証明書（はがき）の送付は6月12日ごろを予定しています。口座振替日以降で、証明書が届く前に車検を予定している場合は、納税課窓口にて証明書を無料交付します。振替内容を記載した通帳および認印、運転免許証などの本人確認書類をお持ちください。

なお、軽自動車税納税通知書に添付されている納付書で納付する場合は、納税通知書の「軽自動車税納税証明書」欄を活用してください。

●問い合わせ 納税課 管理納税係 ☎33-1169

納付期限のお知らせ

【納税課】

- 5月31日(木)
  - 固定資産税・都市計画税……………全期・1期
  - 軽自動車税……………全期

軽自動車税の減免申請について

【税務課】

身体障がい者等の人を対象に軽自動車税を減免します。申請手続きや必要書類など詳しくは、税務課へお問い合わせください。

- 対象となる車両（一定の条件があります）  
身体障がい者等の通院・通学・生業のために、身体障がい者等本人・同一生計者・常時介護者が運転する次の①または②に該当する車両。  
①身体障がい者等が所有する軽自動車等  
②18歳未満の身体障がい者等または精神・知的障がい者と生計を一にする人が所有する軽自動車等

- 申請期限  
5月31日(木)まで（土・日曜、祝日を除く）  
※期限を過ぎると受付できません。

- 必要書類など
  - 運転免許証
  - 印鑑（朱肉使用）
  - 身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳
  - 本人が運転しない場合で運転者の住民票住所が異なる場合は生計同一証明書または常時介護証明書
  - 減免申請を初めてされる場合や、車を買替えた場合は車検証
  - 納税通知書が届いている場合は、納税通知書
  - マイナンバーカードまたは通知カード

- 更新手続きについて  
軽自動車税の減免を継続するための更新手続きを郵送で行うことができます。  
対象となる人は、前年度に軽自動車税を減免した軽自動車等を本年度も引き続き使用し、減免を必要とする理由に変更のない人です。  
なお、平成29年度に軽自動車税の減免を受けた人には、3月に更新のための申請書を送付しています。まだ提出されていない人は、5月31日（必着）までに返送してください。

●申請場所・問い合わせ 税務課 市民税係



平成30年度 郷土資料館講座（全4回）

橋本周辺には貴重な文化財が数多く残っています。さまざまな分野から幅広い視点で橋本周辺にある貴重な文化財について学べる講座です。ぜひご参加ください。

【郷土資料館】

●日程・テーマ

日程	テーマ
5月12日(土)	橋本・伊都地方の石造文化財
5月26日(土)	高野山麓の葬墓制
6月9日(土)	伊都橋本地域の旅と宗教の文化遺産
6月23日(土)	学校にあるたからもの～学校資料と文化財～

- 時間 午前10時～11時30分
- 定員 先着30人
- 受講料 無料
- 場所・申し込み・問い合わせ  
郷土資料館 ☎32-4685

休日と夜間の納付・納税相談

【納税課】

- 相談日時（毎月第4水曜日および第4日曜日）
  - 5月23日(水) 午後5時15分～8時
  - 5月27日(日) 午前8時30分～午後5時
- 場所・問い合わせ  
納税課 滞納整理係 ☎33-6109

募 集

橋本市墓園の利用者を募集します

【生活環境課】

●橋本墓園（赤塚480番地）

種類	永代使用料	管理料（5カ年分）
3㎡（1.5m×2.0m）	420,000円	15,300円
4㎡（2.0m×2.0m）	560,000円	20,400円
5㎡（2.5m×2.0m）	700,000円	25,500円

●高野口墓園（高野口町名倉1419番地1）

種類	永代使用料	管理料（5カ年分）
3㎡（1.2m×2.5m）	450,000円	15,300円
4㎡（1.6m×2.5m）	600,000円	20,400円

- 申込資格  
申込日において、3カ月以上引き続き市内または伊都郡内に住所（住民登録をしていること）を有する人。もしくは、市に本籍を有する人で墳墓の祭祀を主宰する人。  
※永代使用料と管理料（5カ年分）の合計額を一括納付できること。
- 申込方法（区画の希望については受付順）  
申請人の住民票（本籍地記載）と印鑑を持って、生活環境課へ申し込んでください。
- 申込受付 平日の午前9時から午後5時
- 申し込み・問い合わせ  
生活環境課 生活衛生係 ☎33-6100

橋本市農機具登録制度（農機具バンク）について

【農林振興課】

市では、まだまだ使えるのに使わなくなった農機具などを市内で就農する人にあっせんする「橋本市農機具登録制度（農機具バンク）」を実施しています。使わなくなった農機具をお持ちの人は、「農機具バンク」への登録をお願いします。

- 登録方法  
農林振興課で配布している農機具バンク登録申請書（市ホームページでも入手可）を直接お持ちいただくか、ファクスで提出してください。
- 提出先・問い合わせ  
農林振興課 ☎33-6113 ファクス33-2175

平成30年度 橋本市社会教育関係団体の認定申請受付

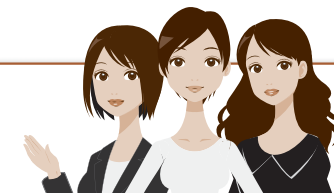
【生涯学習課】

- 受付期間  
5月1日(火)～31日(木) ※土・日曜、祝日を除く  
午前8時30分～午後5時15分
- 認定期間 7月1日～翌年6月30日
- 申請書配布場所 生涯学習課、各地区公民館
- 提出先・問い合わせ  
生涯学習課 ☎33-6112（文化部門）  
☎33-3704（スポーツ部門）

紀の川河川愛護モニターを募集します

【都市整備課】

- モニター期間 7月1日～翌年6月30日
- 応募資格  
紀の川付近（紀の川から約5km以内）に住む満20歳以上の人
- 募集人員 若干名（応募者多数の場合は選考）
- 応募先・問い合わせ  
近畿地方整備局和歌山河川国道事務所河川管理課 ☎073-402-0267  
※活動内容や応募方法など、詳しくはお問い合わせください。



女性人材リストへの登録者を募集しています

市では、政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、女性ならではの新しい視点や感性を生かして多様な意見を市政に反映させるため、橋本市女性人材リストの登録者を募集します。

- 対象
  - 市内在住、在勤の20歳以上の女性
  - 20歳以上の女性で組織する市内の団体
- 登録期間  
登録は随時受け付けています。

- 応募方法  
人権・男女共同推進室で配布している申込書（市ホームページからも入手可）に必要な事項を記入の上、直接お持ちいただくか、郵送またはEメールで提出してください。
- 申し込み・問い合わせ  
〒648-8585（住所記入不要）  
橋本市 市民生活部 人権・男女共同推進室  
Eメール jinken@city.hashimoto.lg.jp